

一般競争入札実施要領

【令和8年度東アジア文化都市交流事業受入派遣業務委託】

この入札に参加するには、事前に申込みが必要です

申込期間

自：令和8年6月9日（火）

至：令和8年6月22日（月）

奈良市市民部文化振興課
奈良市二条大路南一丁目1番1号
【電話】0742-34-4942

「東アジア文化都市交流事業受入派遣業務委託」については、関係法令に定めるもののほか、この一般競争入札実施要領（以下「本実施要領」という。）及び別紙仕様書（以下「仕様書」という。）によるものとします。

入札に参加する者は、次に示した事項を熟読のうえ、入札しなければなりません。なお、本実施要領、別紙仕様書等に疑問がある場合は、2ページの「第2章申込み 3. 質疑応答」で示す手続きにより書面で質問することができます。

第1章 概要

1. 目的

東アジア文化都市事業は、日本・中国・韓国の3か国で、文化による発展をめざす都市を各国1都市選定し、各都市が行うさまざまな文化プログラムを通して、交流を深める国家プロジェクトである。

2016年のパートナー都市である韓国・済州特別自治道が奈良市と国際交流を行ううえで、必要な輸送・宿泊等について委託を行う。

2. 入札に付する事項

項目	概要
件名	令和8年度東アジア文化都市交流事業受入派遣業務委託
業務内容	別添の仕様書に記載のとおり
契約形式	委託契約
契約期間	契約締結日から令和8年10月2日（金）まで

第2章 申込み

1. 申込用紙等の公表期間 ※入札に参加するには事前の申込みが必要です。

(1) 公表期間

令和8年6月9日（火）から令和8年6月22日（月）まで（奈良市の休日をも定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 公表場所

奈良市市民部文化振興課（奈良市ホームページにも公表しています。）

2. 申込資格

(1) 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間において、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずるものの発注した添乗業務を含む団体（5人以上）の国内又は海外旅行業務を完了した実績を2件以上有している者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。）
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (6) 市税（奈良市外の事業者にあつては国税）を滞納していない者であること。
- (7) 当該仕様書に定める業務を確実に遂行する能力を有し、適正な執行体制が整備されていること。

3. 質疑応答

本実施要領、仕様書等に関して質疑のある場合は、指定の【様式第3号】質問書に質疑内容を記入のうえ、電子メールにより提出してください。

- (1) 受付期間及び送付先
 - ①受付期間
令和8年6月9日（火）から令和8年6月22日（月）午後5時まで
 - ②送付先
bunkashinko@city.nara.lg.jp
（受信の確認を電話で行うこと）
- (2) 受付方法
メールの件名を「R8 東アジア文化都市交流事業受入派遣業務委託」とし、必要事項を明記のうえ、指定様式の【様式第3号】質問書を添付ファイルとして送信してください。
 - ①必要事項
商号又は名称、担当者、電話番号、メールアドレス
 - ②質問様式
【様式第3号】質問書
- (3) 質問に関する回答日
令和8年6月24日（水）午後5時までに、質問書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで回答します。なお、寄せられた全ての質問・回答については、奈良市ホームページに掲載します。ただし、質問がなかった場合は、通知しません。
- (4) 注意点
記名等がないものにはお答えできませんのでご了承ください。なお、口頭、郵送、FAX等での質疑は受け付けません。

4. 入札参加申込方法

- (1) 提出書類
ア【様式第1号】一般競争入札参加申請書

イ【様式第2号】業務実績調書

※当該業務にかかる業務委託契約書、仕様書など当該業務の受注形態、内容等が判断できる資料の写しを添付すること。

ウ 会社概要（様式自由）

エ 公示日において、令和7年度・8年度・9年度奈良市物品購入等入札参加資格者でないものにあつては、以下の書類を提出すること。

①納税証明書の写し（発行後3か月以内のもの）

- ・奈良市内の業者（奈良市外の業者で市内に支店・営業所を有するものを含む）[奈良市市民税課で証明]

当該年度分と過去2年度分の市・県民税（法人にあつては法人市民税）及び固定資産税（入札参加申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年度分）

- ・奈良市外の事業者[国税納税地を管轄する税務署で証明] その3、その3の2又はその3の3

②商業登記履歴事項全部証明書（写し）（発行後3か月以内のもの。）

③印鑑登録証明書（原本）（発行後3か月以内のもの。）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期間

令和8年6月9日（火）から令和8年6月22日（月）まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(4) 提出場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市市民部文化振興課

(5) 提出方法

提出場所へ直接持参又は郵送。郵送の場合は書留又は簡易書留等追跡のできるもの。

(6) その他

①受付期間に申請書等を提出しない者は、この入札に参加することができません。

②提出書類は、返却いたしませんのでご了承ください。

③落札後の契約は、【様式第1号】一般競争入札参加申請書に記載された名義で行いますので、契約権限のある名義を使用するように注意してください。

④提出書類に関して、必要に応じて事務局から説明を求める場合があります。

5. 入札参加資格の審査結果通知

令和8年6月24日（水）までに入札参加申請者に通知します。入札参加決定通知後においても入札参加不適格要件が判明した場合は、入札に参加できません。

通知は【様式第1号】一般競争入札参加申請書に記載されたメールアドレスに送信し、原本（公印を押印したもの）については後日郵送します。

なお、入札参加申請を行った後に本件入札を辞退しようとする場合は、【様式第6号】入札辞退届に必要事項を記載の上、提出してください。

第3章 入札及び開札

1. 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札の日時

令和8年7月1日(水)午後2時30分から

※入札開始時刻になりますと、入札会場を閉鎖します。遅れて来られた方は入札に参加することができませんのでご注意ください。

(2) 開札の日時

入札締め切り後、直ちに同所で開札します。

(3) 入札及び開札の場所

奈良市役所 中央棟3階 入札室

2. 入札の条件

(1) 入札の方法は、持参入札とします。

【様式第4号】入札書に金額を記載し、封筒に入れて封印し、封筒表面に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名、住所、代表者名を記載してください。

(2) 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。

(3) 入札会場への入場は、入札者又はその代理人のみとします。

(4) 代理入札の場合は、入札執行前に必ず【様式第5号】委任状を提出してください。提出のない場合は、入札できません。

(5) 入札者の不正行為又は不正行為を行ったおそれが非常に強いとき、その他の理由により、この入札を執行することが不相当であると認めるときは、執行を取り止めることがあります。また、入札執行中においても落札決定を保留し、さらに入札執行後においても落札決定を取り消す場合があります。

(6) 提出した入札書は、その理由に関わらず書換え、差換え又は撤回をすることができません。

(7) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがあります。

(8) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。契約希望金額は、事業に係る全ての費用を含むものとします。

(9) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とします。

3. 入札当日持参するもの

次のものを持参してください。なお、持参されない場合は、入札に参加できないこともありますので、ご注意ください。

(1) 一般競争入札参加資格審査結果通知書

(2) 【様式第4号】入札書

(3) 【様式第5号】委任状

※入札者本人の印を押印したもの。代理の方が入札する場合に必要となります。

(4) 代理人の印鑑

4. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 郵便、電報又はFAX等による入札

(3) 代理人による入札で委任状の提出がないもの

(4) 入札書に入札金額、委託件名の表示又は記名押印を欠く入札

(5) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札

(6) 同一入札について入札者又はその代理人が2名以上の入札をした場合におけるその全部の入札

(7) 入札金額を訂正した入札

(8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札

(9) その他入札に関する条件に違反した入札

(10) 入札書の日付が入開札日でない入札

5. 落札者の決定方法

(1) 入札者中、予定価格以内の最低価格の入札者をもって落札者とします。

(2) 落札者となるべき同一の価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」で決定いたします。

(3) 開札した場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の以下での価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。入札参加者又は代理人が開札に立ち会わない場合は、再入札に参加する意思がないものとみなします。また、前記「4. 入札の無効」の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができません。

なお、入札は再入札と合わせて2回までとし、落札者のない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終入札において有効な入札を行った者と交渉を行うことがあります。

6. その他注意事項

(1) その他の詳細は、本実施要領及び仕様書によりますので、熟読のうえ入札に参加してください。

(2) 本実施要領に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとします。

(3) 入札手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

(4) 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、入札者の負担とします。

- (5) 提出期限後における提出した入札参加申請書類の差換え及び再提出は認めません。
- (6) 入札日の前日までの間において、提出書類に関し事務局から説明を求められた場合、事業者はこれに応じることとします。
- (7) 全ての提出書類は返却しません。
- (8) 委託料の支払いはすべての業務終了後となります。分割での支払いは行いません。

7. 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市 市民部 文化振興課 一柳、杜
電 話：0742-34-4942（直通）
FAX：0742-34-4728
メール：bunkashinko@city.nara.lg.jp